

特定技能のすすめ

～新たな時代の新たな外国人材の受け入れ方の巻～

(説明者: 出入国在留管理庁政策課 遠藤 理恵)

特定技能制度の最新資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

新たな外国人材受入れ(在留資格「特定技能」の創設等)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

雇用維持支援策に関する資料はこちら(法務省HP)を御覧ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri14_00008.html

【資料(目次)】

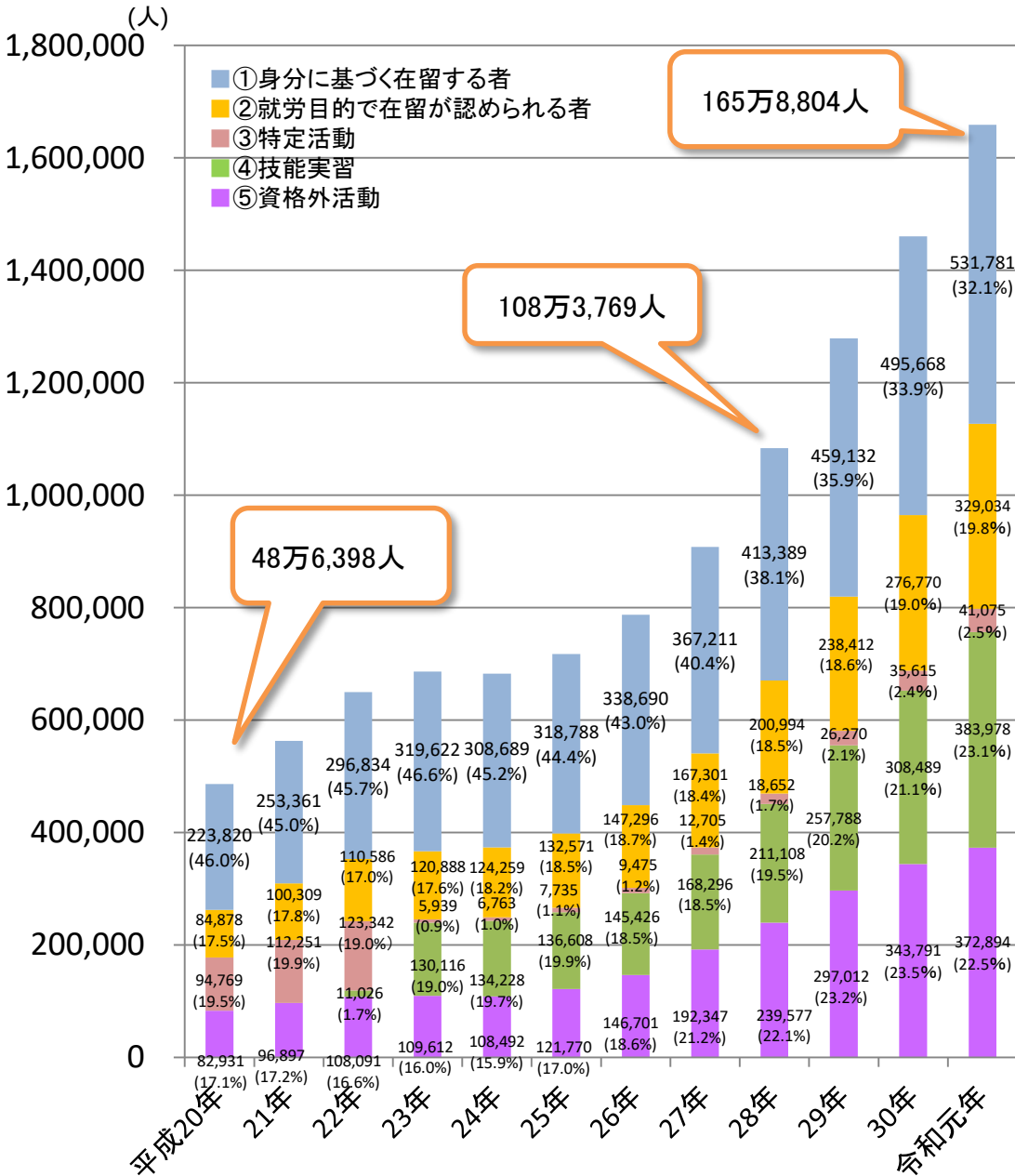
＜特定技能制度＞

- ・ 外国人労働者数の内訳 1
- ・ 制度概要 在留資格について 2
- ・ 特定技能制度全体の運用状況 3

＜雇用維持支援策＞

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた雇用維持支援について..... 5

外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者 約53.2万人
 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者 約32.9万人
 (いわゆる「専門的・技術的分野」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動 約4.1万人
 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④技能実習 約38.4万人
 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約37.3万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業

(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

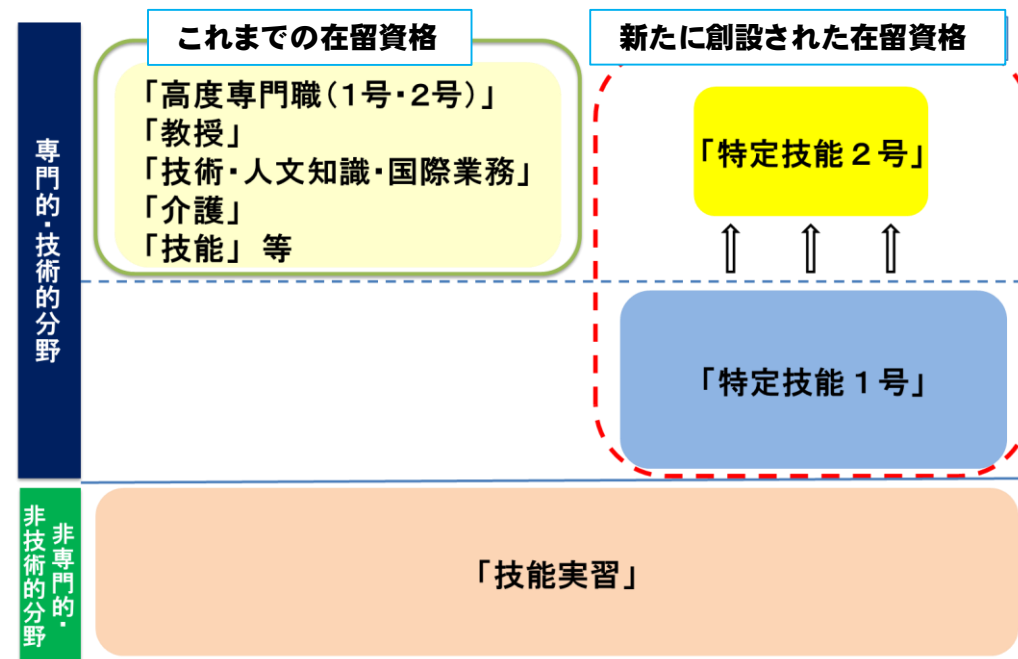
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，**通算で上限 5 年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

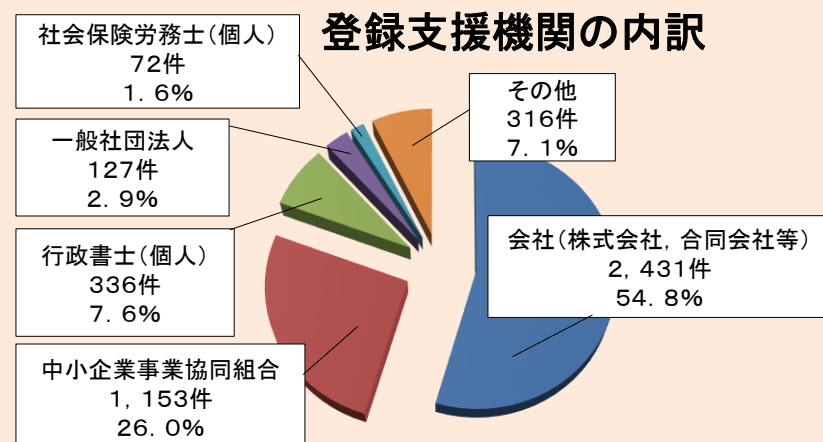
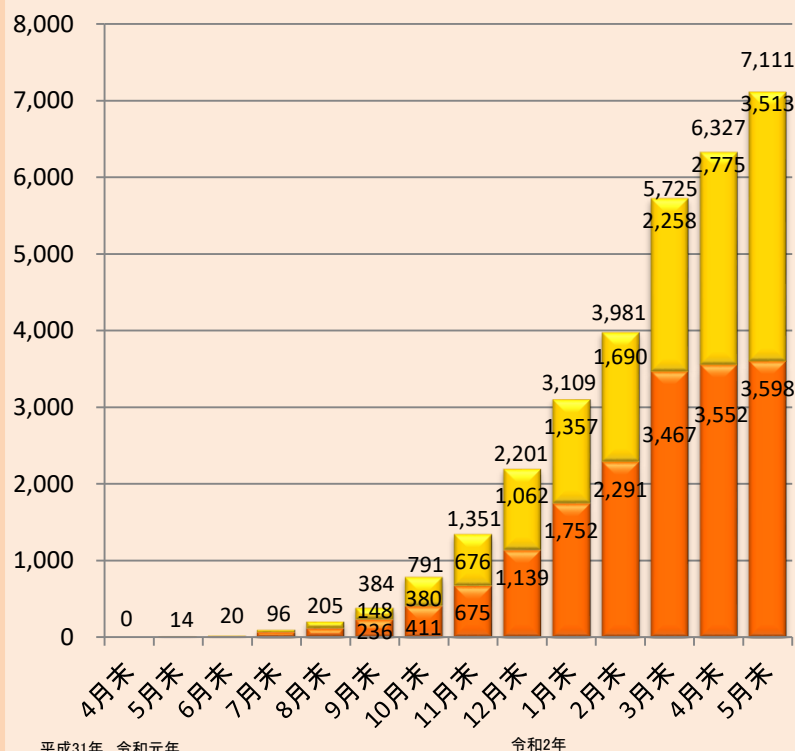


特定技能外国人の許可状況等について(令和2年5月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付	交付	3, 598 件
② 在留資格変更許可	許可	3, 513 件
③ 登録支援機関登録	登録	4, 435 件

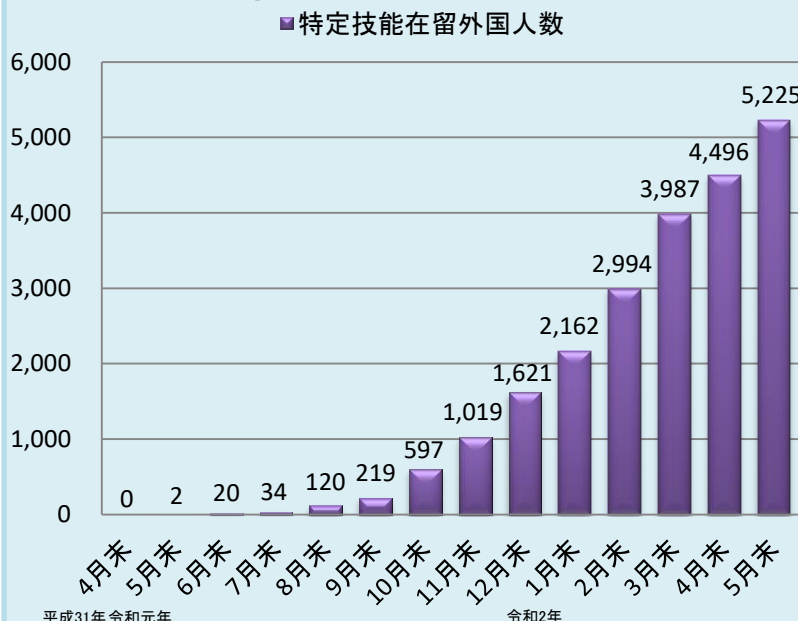
許可件数等の内訳

(許可・交付件数)
■ 在留資格認定証明書交付件数 ■ 在留資格変更許可件数



特定技能在留外国人数(令和2年5月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数



5, 225 人

分野	人数
介護	118人
ビルクリーニング	60人
素形材産業	502人
産業機械製造業	519人
電気・電子情報 関連産業	235人
建設	322人
造船・船用工業	168人
自動車整備	48人
航空	2人
宿泊	34人
農業	844人
漁業	49人
飲食料品製造業	1, 852人
外食業	472人

特定技能在留外国人数(令和2年3月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 3,987人

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	142	12	7	25	1	3	22	220	98	169	238	298	259	139	44	25	29	18	16	78	110	140	337	89
構成比	3.6%	0.3%	0.2%	0.6%	0.0%	0.1%	0.6%	5.5%	2.5%	4.2%	6.0%	7.5%	6.5%	3.5%	1.1%	0.6%	0.7%	0.5%	0.4%	2.0%	2.8%	3.5%	8.5%	2.2%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	39	56	188	111	15	7	15	22	52	169	27	8	70	58	16	228	12	92	114	34	9	33	66	27
構成比	1.0%	1.4%	4.7%	2.8%	0.4%	0.2%	0.4%	0.6%	1.3%	4.2%	0.7%	0.2%	1.8%	1.5%	0.4%	5.7%	0.3%	2.3%	2.9%	0.9%	0.2%	0.8%	1.7%	0.7%

分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング・ビル	素材材産業	産業機械製造業	電子情報関連産業	電気・建設	船舶・造船工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業・飲食料品	外食業
在留数	56	27	437	428	184	267	156	37	-	19	686	42	1,402	246
構成比	1.4%	0.7%	11.0%	10.7%	4.6%	6.7%	3.9%	0.9%	0.0%	0.5%	17.2%	1.1%	35.2%	6.2%

国籍別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	中国	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	タイ	ネパール	その他
在留数	2,316	456	331	235	216	198	125	25	85
構成比	58.1%	11.4%	8.3%	5.9%	5.4%	5.0%	3.1%	0.6%	2.1%

新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

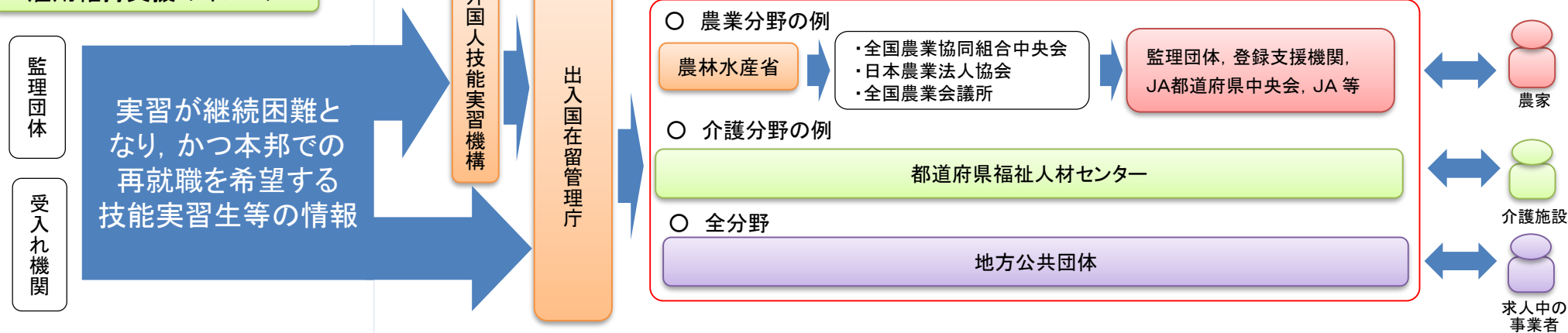
支援の概要

出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。
また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
 - 在留期間 最大 1年
 - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
 - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
 - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
 - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
 - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

雇用維持支援のイメージ



特定技能の活用可能性